

利用者情報の取扱いに関する同意書及びでんさいライト利用に関する同意書

株式会社全銀電子債権ネットワーク 御中
熊本県信用組合 御中

利用者情報の取扱いに関する同意書

1. 利用者情報の取扱い

- (1) 株式会社全銀電子債権ネットワークは、電子債権記録業の実施、でんさいの円滑な流通の確保および参加金融機関の与信取引上の判断のために、必要な範囲で利用者または利用契約を解約または解除された元利用者（以下「利用者等」という。）の利用者情報を利用するとともに、参加金融機関等の第三者（以下「第三者」という。）に対して、利用者等の利用者情報を提供します。
- (2) 当組合は、参加金融機関業務の実施、でんさいの円滑な流通の確保、参加金融機関の与信取引上の判断および当組合が「でんさいライト利用規定」第24条第2項に規定する目的のために、必要な範囲で利用者等の利用者情報を利用するとともに、株式会社全銀電子債権ネットワークまたは第三者に対して、利用者等の利用者情報を提供します。

2. 開示事項の同意

株式会社全銀電子債権ネットワークは、他の利用者または電子記録もしくは電子記録の請求に当たって提供された情報の開示を請求した者に対し、業務規程および業務規程細則にもとづき、次に掲げる情報を提供します。

- (1) 発生記録における債務者の決済口座に係る情報
- (2) 譲渡記録における譲受人の決済口座に係る情報
- (3) 支払等記録における支払等を受けた者に係る情報
- (4) 利用者等の属性、利用者番号および代表者名
- (5) 譲渡記録における譲渡人に係る情報（決済口座情報を含む）
- (6) 強制執行等記録における強制執行等を受けた電子記録名義人に係る情報
- (7) 支払不能事由に係る情報
- (8) 異議申立の有無に係る情報
- (9) 電子記録、電子記録の請求、当該請求の有無、当該請求に係る通知または当該請求の取消しに係る情報
- (10) その他業務規程および業務規程細則で開示の対象となる情報

でんさいライト利用に関する同意書

私（本でんさいネット利用契約の名義人）は、次の1のいずれかに該当し、若しくは2の各号のいずれかに該当する行為をし、又は1にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このでんさいネット利用契約が停止され、又は通知によりこのでんさいネット利用契約が解約されても異議を申しません。なお、これにより私に損害が生じた場合でも、貴組合に損害賠償請求することはせず、いっさい私の責任といたします。また、これにより貴組合に損害を生じさせた場合には、その損害額をお支払いいたします。

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 私は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて貴組合の信用を毀損し、又は貴組合の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

本同意書に記載のとおり、反社会的勢力ではないことを表明し、確約いたします。

利用者情報の取扱い及び開示事項の同意及び、でんさいライト利用に関する事項について同意しました。